

様式第1号（第2条関係）

認定申請書

年 月 日

刈谷市長

申請者 主たる事務所の所在地  
名称及び代表者の氏名  
電話番号（ ） ー

刈谷市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例施行規則第2条第2項に規定する認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請者の資本金、基本金その他これらに準ずるものの出資総額及び出資者のうち地方公共団体別の出資金額

(1) 出資総額 千円（ 年 月 日現在）

(2) 地方公共団体別出資金額

地方公共団体名	出資金額
	千円
	千円
	千円
合 計	千円

2 土地の埋立て等に係る事業の実績

3 添付書類

(1) 定款、規約その他これらに類する書類

(2) 法人の登記事項証明書

(3) 直近の事業年度の事業報告書、財産目録、損益計算書及び貸借対照表

様式第2号（第5条、第28条関係）

土地の埋立て等許可申請書

年 月 日

刈谷市長

申請者 住 所  
氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号 ( ) -

刈谷市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例第7条第1項に規定する許可を受けたいので申請します。

記

事業計画

土地の埋立て等の目的		
事業区域の位置及び面積	位置	面積（実測）
		m <sup>2</sup>
土地の埋立て等を行う期間	年 月 日～	年 月 日
土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者及び発生の場所		
土地の埋立て等に用いる土砂等の数量		
土地の埋立て等の施行に関する計画		
事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画		
施工管理者の住所、氏名及び電話番号	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

備考1 事業計画各欄に記入しきれない場合には「別紙のとおり」と記入し、各資料を添付してください。

2 合算して500 m<sup>2</sup>以上になる事業を申請するときは、事業区域の位置及び面積欄に完了した事業又は既に着手している事業について併せて記載してください。

様式第3号（第6条、第13条関係）

土地所有者等の同意書

年 月 日

様

土地所有者等 住 所

氏 名

（自署又は記名押印）

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ） ー

刈谷市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例第6条の規定を理解し、土地の埋立て等の実施について同意します。

記

1 土地の埋立て等の概要

種 類	砂利採取・土砂等の採取・土地の埋立て・盛土		
事業主の住所		事業主の氏名	
事業区域の位置		事業区域の面積	m <sup>2</sup>
事業期間	年 月 日～ 年 月 日		

2 所有権等を有する土地

所 在	地 番	地 目	面積(m <sup>2</sup> )	権利の種類
				所有権・地上権・永小作権・地役権・賃借権 その他（ ）
				所有権・地上権・永小作権・地役権・賃借権 その他（ ）
				所有権・地上権・永小作権・地役権・賃借権 その他（ ）

備考 「権利の種類」の欄は、該当するものを○で囲んでください。

様式第4号（第6条、第13条関係）

説明会結果報告書

年 月 日

刈谷市長

報告者 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号 ( ) -

刈谷市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例第11条第1項に規定する説明会  
を下記のとおり開催したので報告します。

記

開 催 場 所	
開 催 日 時	年 月 日
説 明 内 容	
住 民 からの 要望 事項等	
参 加 者 数	

添付書類

- 1 説明会での配布資料等
- 2 開催通知文等
- 3 議事録

隣接地権者等の承諾書

年 月 日

様

隣接地権者等 住 所

氏 名

（自署又は記名押印）  
（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ） ー

土地の埋立て等について承諾します。

記

1 土地の埋立て等の概要

種 類	砂利採取・土砂等の採取・土地の埋立て・盛土		
事業主の住所		事業主の氏名	
事業区域の位置		事業区域の面積	m <sup>2</sup>
事業期間	年 月 日～ 年 月 日		

2 所有権等を有する土地

所 在	地 番	地 目	面積(m <sup>2</sup> )	権利の種類
				所有権・地上権・永小 作権・地役権・賃借権 その他（ ）
				所有権・地上権・永小 作権・地役権・賃借権 その他（ ）
				所有権・地上権・永小 作権・地役権・賃借権 その他（ ）

備考 「権利の種類」の欄は、該当するものを○で囲んでください。

様式第6号（第6条関係）

土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画

発生元 事業者名	搬入計画					
	発生場所	予定量 m <sup>3</sup>	最大日 量m <sup>3</sup>	搬入期間	搬入時間	搬入土砂 等の区分
				～	～	
				～	～	
				～	～	
				～	～	
				～	～	
合計						

備考 搬入土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1の区分を記載してください。

土砂等発生元証明書

年 月 日

刈谷市長

土砂等の発生元 住 所

氏 名 ㊟

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ） ー

刈谷市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例第7条第1項の規定による許可を受けようとする土地の埋立て等に用いる土砂等は、下記の工事施行場所から発生するものであること及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物ではないことを証明します。

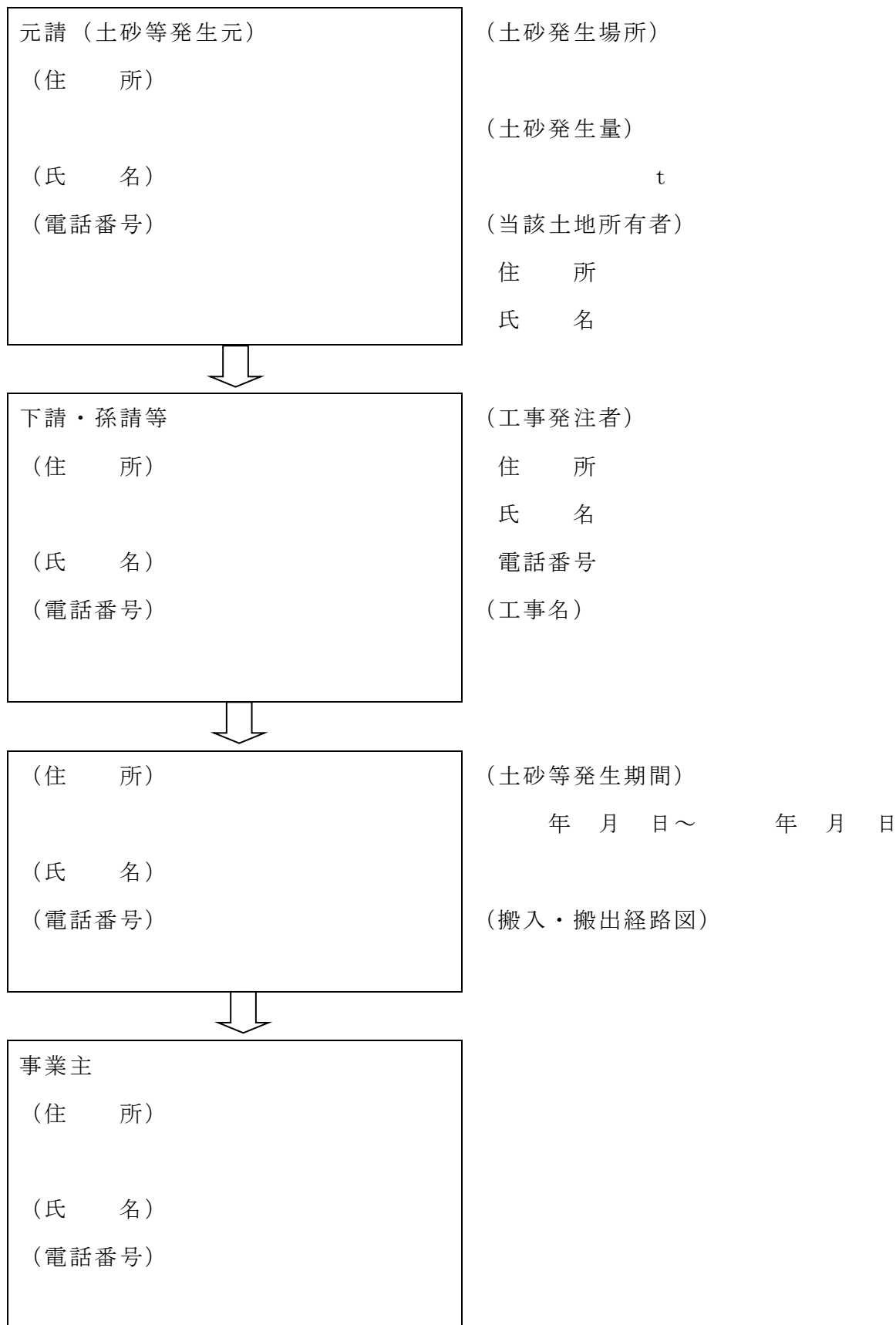
記

工 事 名	
工 事 施 行 場 所	
工 事 発 注 者	
工 事 施 行 期 間	年 月 日～ 年 月 日
工事に係る土砂等の発生量	m <sup>3</sup> （うち処分契約量 m <sup>3</sup> ）
今回の証明に係る土砂等の発生量	m <sup>3</sup>
発 生 土 砂 等 の 区 分	
発生土砂等の運搬契約者	住所 氏名 <small>（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）</small>
発生土砂等の最終処分事業者	住所 氏名 <small>（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）</small>

備考 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1の区分を記載してください。

様式第8号（第6条関係）

土砂等の発生から処分までの経過を示した図





様式第9号（第6条、第21条関係）

土壤調査試料採取報告書

年 月 日

刈谷市長

報告者 住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ） ー

刈谷市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例施行規則第6条第3項第13号に規定する土壤の調査の試料を下記のとおり採取したので報告します。

記

検 体 番 号	
採 取 者	
採 取 年 月 日	年 月 日
採 取 場 所	
採取日の天候	
採 取 深 度	

備考 ・ 検体番号の欄には、この報告書に係る地質分析結果証明書に記載された検体番号を記載してください。

・ 条例第21条第1項の規定による報告時には、採取した地点の位置図、現場写真及び地質分析結果証明書（様式第10号）を添付してください。

様式第10号（第6条、第21条関係）

地質分析結果証明書

年 月 日

様

分析機関名

所在地

代表者氏名

印

電話番号（ ）

—

環境計量士氏名

印

年 月 日に依頼があった検体について、土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）別表に定める方法により測定した結果を次のとおり証明します。

（検体番号 ）

項目	単位	測定値	基準値
カドミウム	mg/L		0.003
全シアン	mg/L		不検出
有機りん	mg/L		不検出
鉛	mg/L		0.01
六価クロム	mg/L		0.05
ひ素	mg/L		0.01
総水銀	mg/L		0.0005
アルキル水銀	mg/L		不検出
PCB	mg/L		不検出
ジクロロメタン	mg/L		0.02
四塩化炭素	mg/L		0.002
クロロエチレン(別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)	mg/L		0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L		0.004

1,1-ジクロロエチレン	mg/L		0.1
1,2-ジクロロエチレン	mg/L		0.04
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L		1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L		0.006
トリクロロエチレン	mg/L		0.01
テトラクロロエチレン	mg/L		0.01
1,3-ジクロロプロペン	mg/L		0.002
チウラム	mg/L		0.006
シマジン	mg/L		0.003
チオベンカルブ	mg/L		0.02
ベンゼン	mg/L		0.01
セレン	mg/L		0.01
ふっ素	mg/L		0.8
ほう素	mg/L		1
1,4-ジオキサン	mg/L		0.05
農用地 (田に限る)	ひ素	mg/L	0.01
		mg/kg	15
	銅	mg/kg	125
検体の性状	形状		
	色		
	におい		
備考			

様式第11号（第6条、第13条関係）

土砂等売渡・譲渡証明書

年 月 日

様

土砂等売渡・譲渡者 住 所

氏 名 ㊞

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号（            ）            -

あなたが刈谷市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例に基づく事業区域に搬入する土砂等については、現在、採石法第33条又は砂利採取法第16条の認可を受けている下記の採取場から採取されたものであることを証明します。

記

認可採取場の位置	
採取計画の認可番号	
認可期間	年 月 日～ 年 月 日
認可採取量	m <sup>3</sup>
事業区域の位置	
売渡又は譲渡の土量	m <sup>3</sup>
売渡又は譲渡の期間	年 月 日～ 年 月 日

様式第12号（第8条関係）

土地の埋立て等許可書

第 号  
年 月 日

様

刈谷市長

印

年 月 日付で申請のありました土地の埋立て等につきまして、  
下記の条件を付して許可します。

記

許 可 番 号		
事 業 区 域	位 置	
	面 積	m <sup>2</sup>
許 可 条 件		

様式第13号（第8条関係）

土地の埋立て等不許可決定通知書

第 号  
年 月 日

様

刈谷市長

印

年 月 日付で申請のありました土地の埋立て等については、下記のとおり不許可とします。

記

事業区域	位置	
	面積	m <sup>2</sup>
不許可の理由		

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、刈谷市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、刈谷市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、取消しの訴えを提起することができます。また、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 上記1及び2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第14号（第9条、第28条関係）

土地の埋立て等変更許可申請書

年 月 日

刈谷市長

申請者 住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ） ー

刈谷市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例第9条第1項の規定による変更の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

許可を受けた年月 日及び許可の番号	年 月 日	第 号
変 更 の 内 容	変更前	変更後
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 の 理 由		

備考 刈谷市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例第7条第3項に掲げる書類のうち、変更に係る事項に関するものを添付してください。

様式第15号（第10条関係）

土地の埋立て等変更許可書

第 号  
年 月 日

様

刈谷市長

印

年 月 日付で変更許可申請のありました土地の埋立て等について、下記の条件を付けて許可します。

記

変更許可番号	
許可条件	



様式第16号（第10条関係）

土地の埋立て等変更不許可決定通知書

第 号  
年 月 日

様

刈谷市長

印

年 月 日付けで変更許可申請のありました土地の埋立て等については、下記のとおり不許可とします。

記

不許可の理由

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、刈谷市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、刈谷市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、取消しの訴えを提起することができます。また、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 上記1及び2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第17号（第11条、第13条関係）

土地の埋立て等軽微な変更届

年 月 日

刈谷市長

届出者 住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ） ー

刈谷市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例第7条第1項の許可を受けた事項を変更したので、同条例第9条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許可を受けた年月 日及び許可の番号	年 月 日	第 号
変 更 の 内 容	変更前	変更後
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 の 理 由		

備考1 許可を受けた者又は施工管理者の住所又は氏名の変更の場合には、住民票の写しを添付してください。

2 法人の主たる事務所の所在地、その名称又は代表者の氏名の変更の場合には、法人の登記事項証明書を添付してください。

様式第18号（第12条関係）

土地の埋立て等許可取消通知書

第 号  
年 月 日

様

刈谷市長 印

年 月 日付け 第 号で許可した土地の埋立て等について、  
刈谷市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例第10条の規定により、下記のとおり許可を取り消したので通知します。

記

取消理由

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、刈谷市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、刈谷市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、取消しの訴えを提起することができます。また、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 上記1及び2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第19号（第13条、第14条関係）

土地の埋立て等着手届

年 月 日

刈谷市長

届出者 住 所

氏 名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ） —

刈谷市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例による許可に係る土地の埋立て等に着手するので、同条例第13条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許可を受けた年月日 及び許可の番号	年 月 日 第 号
着手年月日	年 月 日

備考 事業開始前の現場写真を添付してください。

様式第20号（第15条関係）

土砂等による土地の埋立て等に関する標識	
許可を受けた年月日 及び許可の番号	年 月 日 第 号
土地の埋立て等の目的	
土地の埋立て等 を行う位置	
土地の埋立て等を行う者の 住所、氏名及び電話番号	住 所 氏 名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名) 電話番号 ( ) ー
土地の埋立て等を行う期間	年 月 日～ 年 月 日
埋立て等区域の面積	m <sup>2</sup>
土地の埋立て等に 用いる土砂等の発生 場所及び予定数量	発生場所 予定数量 m <sup>2</sup>
施工管理者の氏名	

寸法は、縦70cm、横100cm以上とする。

様式第21号（第13条、第16条関係）

土地の埋立て等完了届

年 月 日

刈谷市長

届出者 住 所  
氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

刈谷市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例による許可に係る土地の埋立て等を完了したので、同条例第16条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許可を受けた年月 日及び許可の番号	年 月 日 第 号
計 画 期 間	年 月 日～ 年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日

備考 竣工図面（平面図及び断面図）及び現場写真を添付してください。

様式第 2 2 号（第 1 3 条、第 1 7 条関係）

土地の埋立て等廃止・休止届

年 月 日

刈谷市長

届出者 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

刈谷市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例による許可に係る土地の埋立て等を廃止（休止）したので、同条例第 1 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許可を受けた年月日 及び許可の番号	年 月 日	第 号
計画期間及び廃止 年月日又は休止期間	計画期間	年 月 日～ 年 月 日
	廃止年月日	年 月 日
	休止期間	年 月 日～ 年 月 日

備考 1 土地の埋立て等を廃止した場合には、廃止後の事業区域の構造に関する図面及び現場写真を添付してください。

2 土地の埋立て等を休止した場合には、事業区域外の地域への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するための必要な措置に関する図面及び現場写真を添付してください。

様式第23号（第13条、第18条関係）

土地の埋立て等再開届

年 月 日

刈谷市長

届出者 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

刈谷市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例による許可に係る土地の埋立て等を再開するので、同条例第18条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許可を受けた年月日 及び許可の番号	年 月 日 第 号
休 止 期 間	年 月 日～ 年 月 日
再 開 年 月 日	年 月 日



様式第24号（第13条、第19条関係）

土地の埋立て等地位承継届

年 月 日

刈谷市長

届出者 住 所  
氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号 ( ) -

刈谷市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例による許可を受けた者等の地位を承継したので、同条例第19条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許可を受けた年月 日及び許可の番号	年 月 日 第 号
承継前の許可 を受けた者等	住 所 氏 名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
承継年月日	年 月 日

備考 承継の事実を証する書類を添付してください。

様式第25号（第20条関係）

土地の埋立て等施工管理台帳

年 月 日

土地の埋立て等の許可を受けた者等の氏名又は名称：

事業区域の位置：

記録者氏名：

面 積：  $m^2$

番 号	搬入時刻	搬入車両登録番号	搬入業者の名称	搬入車両の 運転者氏名	土砂等の 数量 ( $m^3$ )	土砂等の積 込み場所

作業の内容

その他土地の埋立て等の作業に必要な事項

様式第 26 号（第 13 条、第 21 条関係）

水質検査試料採取報告書

年 月 日

刈谷市長

報告者 住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ） —

刈谷市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例施行規則第 21 条第 7 項に規定する水質検査の試料を下記のとおり採取したので報告します。

記

検 体 番 号	
採 取 者	
採 取 年 月 日	年 月 日
採 取 場 所	

備考 ・ 検体番号の欄には、この報告書に係る水質分析結果証明書に記載された検体番号を記載してください。

・ 条例第 21 条第 2 項又は第 3 項の規定による報告時には、採取した地点の位置図、現場写真及び水質分析結果証明書（様式第 27 号）を添付してください。

様式第27号（第13条、第21条関係）

水質分析結果証明書

年 月 日

様

分析機関名

所在地

代表者氏名

⑩

電話番号（ ） —

環境計量士氏名

⑩

年 月 日に依頼のあった検体について、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）に定める方法により測定した結果を次のとおり証明します。

（検体番号 ）

項目	単位	測定値
カドミウム及びその化合物	mg/L	
シアン化合物	mg/L	
有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	mg/L	
鉛及びその化合物	mg/L	
六価クロム化合物	mg/L	
ひ素及びその化合物	mg/L	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	
アルキル水銀化合物	mg/L	
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	
トリクロロエチレン	mg/L	
テトラクロロエチレン	mg/L	
ジクロロメタン	mg/L	
四塩化炭素	mg/L	

1,2-ジクロロエタン	mg/L	
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	
チラウム	mg/L	
シマジン	mg/L	
チオベンカルブ	mg/L	
ベンゼン	mg/L	
セレン及びその化合物	mg/L	
ほう素及びその化合物	mg/L	
ふっ素及びその化合物	mg/L	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	
1,4-ジオキサン	mg/L	
備考		

様式第 28 号(第 22 条関係)

(表)

身分証明書		第 号
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"><p>写 真</p><p>縦 3.0 c m</p><p>横 2.5 c m</p></div>	所属	
	職名	
	氏名	
		年 月 日生
上記の者は、刈谷市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例第 23 条第 1 項の規定による立入検査を行う職員であることを証明する。		
発行日	年 月 日	
有効期限	年 月 日	
刈谷市長		印

(裏)

刈谷市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例抜粋

(立入検査)

第 23 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に事業区域又は事業者の事務所、事業所その他土地の埋立て等に関係のある場所に立ち入り、土地の埋立て等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、あらかじめ関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

寸法は、縦 6 c m、横 9 c m とする。

様式第29号（第23条関係）

改善勧告書

第 号  
年 月 日

様

刈谷市長

印

あなたが、下記の事業区域で実施している土地の埋立て等は、刈谷市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例第 条 に違反しているので、同条例第24条第 号の規定に基づき、速やかに改善するよう下記のとおり勧告します。

なお、 年 日 日までにその措置を完了すること。

記

- 1 事業区域
- 2 違反内容
- 3 勧告内容
- 4 その他

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、刈谷市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、刈谷市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、取消しの訴えを提起することができます。また、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 上記1及び2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

措置命令書

第 号  
年 月 日

様

刈谷市長

印

あなたが、下記の事業区域で実施している土地の埋立て等について、刈谷市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例第25条第 項の規定に基づき下記のとおり命令します。

なお、 年 日 日までにその措置を完了すること。

記

- 1 措置命令 中止命令・停止命令・原状回復命令・改善命令・緊急措置命令
- 2 事業区域
- 3 措置命令の内容
- 4 許可番号等

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、刈谷市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、刈谷市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、取消しの訴えを提起することができます。また、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 上記1及び2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。



様式第31号（第25条関係）

土地所有者への改善勧告書

第 号  
年 月 日

様

刈谷市長

印

あなたが所有する土地における土地の埋立て等は、刈谷市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例第 条 に違反しているので、事業主に対し措置命令を行いました。これに従わないため同条例第26条の規定に基づき、土地の所有者であるあなたに対し速やかに改善するよう下記のとおり勧告します。

なお、 年 日 日までにその措置を完了すること。

記

- 1 事業区域
- 2 違反内容
- 3 勧告内容
- 4 その他

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、刈谷市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、刈谷市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、取消しの訴えを提起することができます。また、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 上記1及び2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第32号（第26条関係）

土地所有者への措置命令書

第 号  
年 月 日

様

刈谷市長

印

あなたが所有する土地における土地の埋立て等は、刈谷市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例第 条 に違反しているので、同条例第27条の規定に基づき、下記のとおり命令します。

なお、 年 日 日までにその措置を完了すること。

記

- 1 措置命令 停止命令・原状回復命令・改善命令・緊急措置命令
- 2 事業区域
- 3 措置命令の内容
- 4 許可番号等

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、刈谷市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、刈谷市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、取消しの訴えを提起することができます。また、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 上記1及び2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。